



マイナンバーってどう使うの？

自分のマイナンバーは今年の10月から11月にかけて、各市町村から10月5日時点の住民票の住所地に郵便局の簡易書留が届きます。その中には、次の2種類のものが世帯の人数分入っています。

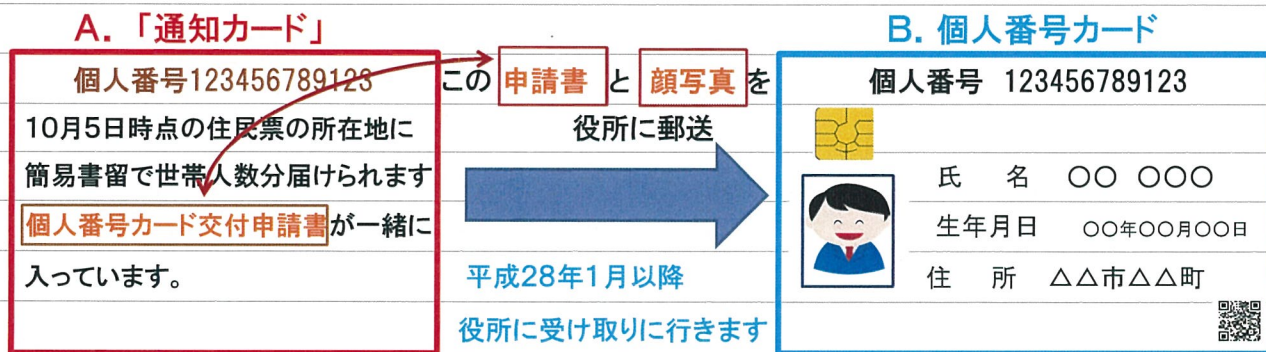
A. 通知カード

通知カードには ●氏名 ●住所 ●生年月日 ●性別 ●12ケタの個人番号が記載されています。この番号は一生使います。

B. 個人番号カード交付申請書

これは、「個人番号カード」を申し込むための用紙です。自分の顔写真と一緒にポストに入れるだけです。そして、平成28年1月以降各市町村の窓口に行くと顔写真入りの「個人番号カード」をもらうことができます。

C. 「通知カード」と「個人番号カード」の違い



(上の画像はイメージです 実際のカードとは異なります)

「通知カード」を写真入りの「個人番号カード」にしてもらうために、一度は役所に行かなければなりません。それは、写真と本人が間違いないかを確認の上で、「個人番号カード」を手渡すためです。写真入りの「個人番号カード」は「通知カード」が届いてから、以上の手続きをしないともらえません。

<お願い>

この度、清掃用具一覧表をリニューアルしました。皆さんが会社に消耗品の注文をする時は、原則としてこの用紙の①番号 ②名称 ③数を伝えて注文するようにお願いします。一覧表にない物を注文したい場合は、出来れば会社に電話でご相談いただくようお願いいたします。